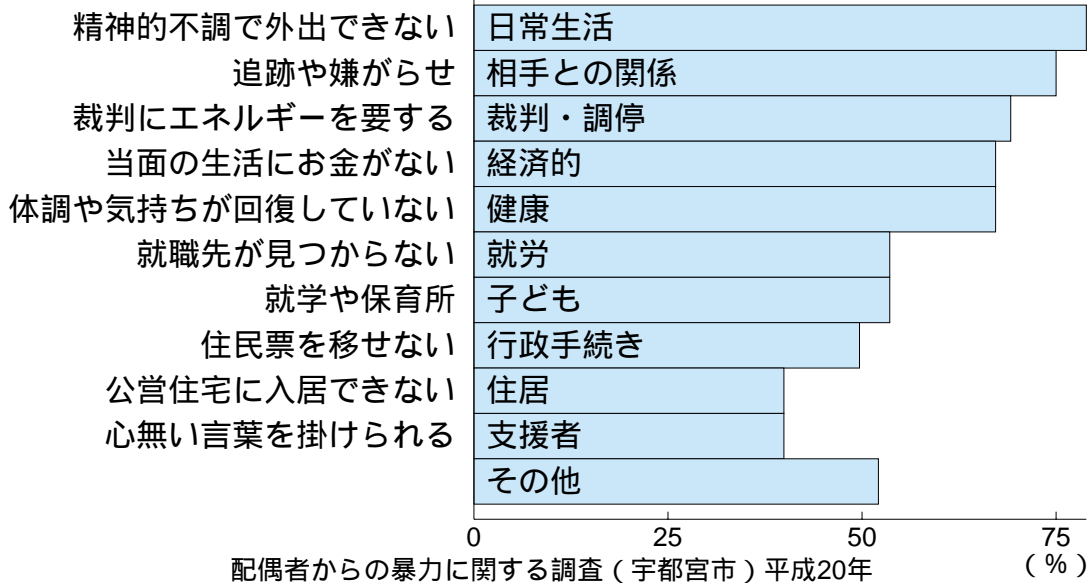


男女が互いを尊重し、大切にすることを目指して

DV被害者が困ったこと

配偶者から離れ生活を始めるとき（複数回答）

< 具体例 >



「配偶者からの暴力対策基本計画」策定

市では、配偶者からの暴力（DV）を根絶し、男女の権利が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、平成21～25年度の5年間に推進する施策・事業を盛り込んだ「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定、4つの基本目標と33の事業を掲げました。基本目標と主な事業は次の通りです。

目標1 DVを許さない意識づくり

DVを許さない意識をつくるため、さまざまな機会や手段を通じて、幅広い世代を対象に、DV防止啓発事業を行います。

若者へのデートDV防止啓発事業の実施。

「うつつのみやDV根絶強化月間」（11月）の実施。

目標2 安心して相談できる体制づくり

被害者が一人で悩むことな

く、相談機関の支援や助言を得られるようにするため、相談窓口の周知をさらに強化します。

相談窓口の広報活動の充実
相談員の資質向上など相談体制の充実。

目標3 実効性のある自立支援体制づくり

被害者とその子どもが、地域で、心身ともに安定し、自立した生活を送れるようにするため、被害者の自立支援のための体制を整備します。

危機的状況を脱した被害者の自立に向けた「居場所」の整備。

被害者とその子ども心の回復に向けた支援。

IT講座や再就職準備セミナーなどによる就労準備支援。

目標4 DV対策の推進体制づくり

DV対策を総合的・効果的に推進するため、関係部署や関係機関などの情報共有・連携強化を図るとともに、民間団体などと協働でDV対策に取り組みます。

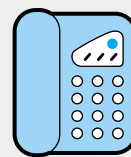
DV対策関係機関ネットワーク会議による医師会、弁護士会などの関係機関との連携強化。

民間支援団体や被害者ボランティアなどとの連携・協働

目標 0%

過去2年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合(27%)、「男女共同参画に関する市民意識調査(平成18年度)」を、限りなく0%に近づけることを目標とします。

DVに関する相談



配偶者暴力相談
支援センター
☎(635)7751

相談日時
火～土曜日、午前9時～午後5時

この特集についての意見や問い合わせは、男女共同参画課☎(632)2346へ。